

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
スーパー定期貯金規定（複利型） 1 ～ 2 （省略） 3.（利息） (1) ～ (2) （省略） (3) <u>第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合および第 4 条第 5 項</u>の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 6 か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 なお、預入日の 1 か月後の応当日以後に 1 万円以上 1 円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。 ① ～ ④ （省略） (4) （省略） 4.（貯金の解約、書替継続） <u>(1) この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u> (2) ～ (5) 項番繰下げ 5.（省略） 6.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u> (2) ～ (5) （省略） 7 ～ 14 （省略） 15.（規定の変更等） (1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、</u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> (2) 前項によるこの規定の変更は、<u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、</u>公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。 以 上 <u>(令和 2 年 4 月 1 日現在)</u>	スーパー定期貯金規定（複利型） 1 ～ 2 （同左） 3.（利息） (1) ～ (2) （同左） (3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第 4 条第 4 項</u>の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 6 か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 なお、預入日の 1 か月後の応当日以後に 1 万円以上 1 円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。 ① ～ ④ （同左） (4) （同左） 4.（貯金の解約、書替継続） <u>(追加)</u> (1) ～ (4) （同左） 5.（同左） 6.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u> (2) ～ (5) （同左） 7 ～ 14 （同左） 15.（規定の変更等） (1) <u>(追加)</u> この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> (2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。 以 上 <u>(平成 29 年 12 月 29 日現在)</u>